

日本膵臓学会認定指導医制度規則

第1章 総則

第1条 目的

日本膵臓学会（以下本会）は膵臓疾患診療に関する総合的知識および専門的技量を有する広い領域の優れた指導的医師および診療施設を認定し、指導医間の連携および若手医師の指導・育成により質の高い膵臓疾患診療体制をわが国に構築し、国民から信頼される専門医療の提供、膵臓疾患に関する啓発や情報提供を通じて国民の健康と福祉に貢献することを目的に、本会認定指導医制度を設ける。

第2条 業務

1. 本会は、前条の目的を達成するために認定資格制度審議委員会（以下審議会）を設け、指導医の資格認定および指導施設の認定審査業務を行う。
2. 審議会の中に次の委員会をおく。
 - (1) 指導医認定委員会
 - (2) 指導施設認定委員会

第3条 指導医像

1. 本会認定指導医（以下指導医）は、膵臓疾患の病態を系統的に理解し、その診療において適正な医療を実践および指導できるとともに、チーム医療および病診・病病の連携診療を過不足なく遂行する能力を備える。また、先進的・高度医療や特殊医療にも通じ、学術的共同研究に積極的に参加できる医師であることを要する。
2. 指導医に次のカテゴリーを設ける。
 - (1) 膵炎診療
 - (2) 内視鏡診断治療
 - (3) 癌薬物治療
 - (4) 膵疾患外科治療
 - (5) 放射線診断・IVR
 - (6) 癌放射線治療
 - (7) 緩和医療
 - (8) 病理診断

第2章 指導医

第4条 指導医の認定条件

指導医を申請する者は、次の条件をすべて満たすことを要する。

- (1) 日本国の医師免許証を取得してから10年以上経過し、医師としての人格および見識を備えていること。
- (2) 膵臓疾患診療に関する豊富な学識と経験を有すること。
- (3) 申請する年の6月30日を基準として、継続5年間以上本会の会員であること。
- (4) 申請時において消化器病専門医、消化器内視鏡専門医、消化器外科専門医、放射線診断専

門医、放射線治療専門医、小児外科専門医、小児科専門医、病理専門医のいずれかの資格を有すること。

- (5) 別に定める施行細則第2条または第3条による資格を満たすこと。
- (6) 申請時において年会費を完納していること。
- (7) 申請時において常勤であること。

第5条 指導医の申請

指導医の新規認定を申請する者は、次の書類（A4）を審議会に提出する。

- (1) 指導医新規認定申請書
- (2) 履歴書（学歴は医学部卒業から、職歴は医師になってからの全てを記載）
- (3) 医師免許証（写）
- (4) 申請時に常勤として勤務している施設長の推薦書
- (5) 消化器病専門医、消化器内視鏡専門医、消化器外科専門医、放射線診断専門医、放射線治療専門医、小児外科専門医、小児科専門医、病理専門医のいずれかの資格認定証（写）
- (6) 業績目録および業績の証明書
- (7) 診療実績一覧表

第6条 指導医の認定期間

指導医の認定期間は、認定日から5年とする。

第7条 指導医の更新申請

1. 指導医資格の認定を引き続き希望する場合、5年毎に更新しなければならない。
2. 指導医の更新認定を申請する者は、次の書類（A4）を審議会に提出する。
 - (1) 指導医更新認定申請書
 - (2) 更新時に常勤として勤務している施設長の推薦書
 - (3) 消化器病専門医、消化器内視鏡専門医、消化器外科専門医、放射線診断専門医、放射線治療専門医、小児外科専門医、小児科専門医、病理専門医のいずれかの資格の証明書（写）
 - (4) 業績目録および業績の証明書

第8条 指導医認定の審査

指導医の新規および更新認定の審査は、年1回の審議会における指導医認定委員会の書類審査による。

第9条 指導医認定証の交付

理事長は、審議会において指導医として認定された者に対して、理事会の議を経て指導医認定証を交付する。

第10条 指導医資格の喪失

指導医は、次の理由により資格を喪失する。

- (1) 指導医を辞退したとき。
- (2) 指導医の更新を受けないとき。

- (3) 会員としての資格を喪失したとき。
- (4) その他、懲戒処分等の理由により学会活動を停止している期間中は、指導医の資格を停止するものとする。

第 11 条 指導医資格の取り消し

理事長は、次の理由により審議会、理事会の議を経て指導医の資格を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- (2) 指導医として不適切な行為が認められたとき。
- (3) 指導医資格を喪失したとき。

第 3 章 指導施設

第 12 条 指導施設

指導施設は、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 消化器系病床を有すること。
- (2) 指導医として活動するのに十分な診療体制がとれていること。
- (3) 指導医が常勤していること。
- (4) 一般社団法人 National Clinical Database (NCD) の登録施設であり、施行細則第 4 条に示す指導施設の認定条件を満たすこと。

第 13 条 指導施設の新規申請

指導施設の新規認定申請を行う診療施設は、次の申請書類を審議会に提出する。

- (1) 指導施設新規認定申請書。
- (2) 施設内容説明書。
- (3) 指導医が常勤である勤務証明書。
- (4) 一般社団法人 National Clinical Database (NCD) の登録施設であり、施行細則第 4 条に示す指導施設の認定条件を満たす証明書。

第 14 条 指導施設の認定期間

指導施設の認定期間は、認定日から 5 年とする。

第 15 条 指導施設の更新申請

1. 指導施設の認定を引き続き希望する場合、5 年毎に更新しなければならない。
2. 指導施設の更新認定申請を行う診療施設は、次の申請書類を審議会に提出する。
 - (1) 指導施設更新認定申請書。
 - (2) 施設内容説明書。
 - (3) 指導医が常勤である勤務証明書。
 - (4) 一般社団法人 National Clinical Database (NCD) の登録施設であり、施行細則第 4 条に示す指導施設の認定条件を満たす証明書。

第 16 条 指導施設の認定方法

指導施設の認定は、年 1 回の審議会における指導施設認定委員会の書類審査による。

第 17 条 指導施設認定証の交付

理事長は、審議会において指導施設として認定された施設に対して、理事会の議を経て指導施設認定証を交付する。

第 18 条 指導施設の資格の喪失

指導施設は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 第 12 条記載の指導施設要件を満たさないとき。
- (2) 正当な理由を付して指導施設の資格を辞退したとき。
- (3) 指導施設の更新を受けないとき。

第 19 条 指導施設の取り消し

理事長は、次の理由により審議会、理事会の議を経て指導施設の資格を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- (2) 指導施設として不相当と認められたとき。

第 4 章 制度の運営

第 20 条 審議会の運営

審議会の運営に関しては、本会認定資格制度審議委員会内規による。

第 21 条 公告

本制度の運営に関する決定事項は、本会機関紙およびホームページによって会員に公告する。

第 5 章 補則

第 22 条 委任

本制度規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附則

本規則は、2017 年 7 月 16 日から施行する。

指導医および指導施設の新規認定および更新に関する施行細則

第1条 審議会

1. 審議会は、指導医および指導施設の新規認定ならびに更新に関する下記の業務を行う。
 - (1) 指導医資格認定。
 - (2) 指導施設資格認定。
 - (3) 上記認定に関する必要条件等の検討。
2. 委員長および副委員長は、理事長より指名された理事が担当する。
3. 審議会委員は、委員長が地区および専門を考慮して評議員の中から指名した委員により構成される。

第2条 指導医資格の新規認定

1. 指導医資格の新規認定には、過去5年間の研修実績が下記に示す点数の50点以上（うち本会関連分30点以上かつ本会学術集会出席2回以上を含む）を必要とする。
 - (1) 本会学術集会出席（10点）
 - (2) 本会学術集会発表（10点）筆頭演者、共同演者も同様に扱う。
 - (3) 論文発表*（膵臓、Pancreas、Pancreatology）（10点）筆頭著者、共同著者も同様に扱う。
 - (4) 関連学会（日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会、日本外科学会、日本内科学会、日本肝胆膵外科学会、日本超音波医学会、日本内視鏡外科学会、日本医学放射線学会、日本小児外科学会、日本小児科学会、日本病理学会、臨床腫瘍学会、癌治療学会、癌学会、米国膵臓学会、国際膵臓学会）総会への参加（2点）。ただしJDDWは日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会参加とみなし3点とする。
 - (5) 上記関連学会総会・大会における膵臓に関する発表（2点）。
 - (6) 関連雑誌（上記関連学会以外の学会誌でも可。ただし、査読があるもの）への膵臓に関する論文発表*（4点）。筆頭著者、共同著者も同様に扱う。
 - (7) 本会の膵疾患臨床研究推進委員会による共同研究への参加（1課題につき3点）。

* In pressの論文発表は、acceptを証明する書類を添付する。
2. 新規認定に要する診療実績は、指導医カテゴリーごとに別に定める。（別添参照）

第3条 指導医資格の更新認定

1. 指導医資格の認定を引き続き希望する場合、5年毎に更新しなければならない。
2. 指導医資格の更新認定には、過去5年間の研修実績が下記に示す点数の50点以上（うち本会関連分30点以上かつ本会学術集会出席2回以上を含む）を必要とする。
 - (1) 本会学術集会出席（10点）
 - (2) 本会学術集会発表（10点）筆頭演者、共同演者も同様に扱う。
 - (3) 論文発表*（膵臓、Pancreas、Pancreatology）（10点）筆頭著者、共同著者も同様に扱う。
 - (4) 関連学会（日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会、日本外科学会、日本内科学会、日本肝胆膵外科学会、日本超音波医学会、日本内視鏡外科学会、日本医学放射線学会、日本小児外科学会、日本小児科学会、日本病理学会、臨床腫瘍学会、癌治療学会、癌学会、米国膵臓学会、国際膵臓学会）総会への参加（2点）。ただしJDDWは日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器外科学会参加とみなし3点とする。

- (5) 上記関連学会総会・大会における膵臓に関する発表（2点）。
 - (6) 関連雑誌（上記関連学会以外の学会誌でも可。ただし、査読があるもの）への膵臓に関する論文発表*（4点）。筆頭著者、共同著者も同様に扱う。
 - (7) 本会の膵疾患臨床研究推進委員会による共同研究への参加（1課題につき3点）。
- * In press の論文発表は、accept を証明する書類を添付する。

第4条 指導施設の認定条件

指導施設の新規および更新申請を行う診療施設は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 指導施設の新規および更新認定条件として、申請時において最近5年間のNCD膵癌登録症例数が年間平均ほぼ20例以上であること。

第5条 指導医および指導施設の新規認定の費用

指導医および指導施設の新規認定と指導医認定証、指導施設認定証の交付は以下の通りとする。

- (1) 指導医の新規申請料は、10,000円。
- (2) 指導医の新規認定料は、10,000円。
- (3) 指導施設の新規申請料・認定料は、無料。
- (4) 申請書に所定の申請料の払込領収書（写）を添付し、期日までに申請書と共に提出する。
- (5) 理事会承認後、案内を事務局より郵送するので、期日までに指定口座へ所定の認定料を納入し、その払込領収書（写）を本会事務局まで送付する。
- (6) 指導医認定証の交付は、入金を確認された後とする。

第6条 指導医および指導施設の更新費用、指導医認定証および指導施設認定証の交付

指導医および指導施設の更新認定と指導医認定証、指導施設認定証の交付は以下の通りとする。

- (1) 指導医の更新申請料は、10,000円。
- (2) 指導医の更新認定料は、10,000円。
- (3) 指導施設の更新申請料・認定料は、無料。
- (4) 申請書を期日までに提出する。
- (5) 理事会承認後、案内を事務局より郵送した後、期日までに指定口座へ所定の認定料を納入し、その払込領収書（写）を本会事務局まで送付する。
- (6) 指導医認定証の交付は、入金を確認された後とする。

第7条 指導医移行措置

規則第2章第4条の資格を有する者は、2017年度～2019年度申請の3年間にわたり、移行措置の手続きにより指導医の資格を与えるが、次の条件を満たすことを要する。

- (1) 施行細則第2条1の研修実績のうち、過去5年間の本会学術集会出席は1回以上を必須とする。
- (2) 施行細則第2条2の診療実績において、別添に規定している過去5年の診療実績に関する規定を適用せず、症例一覧表の提出は必要としない。
- (3) 本会会員歴にて申請時期を限定する。

2017年度 本会会員歴 15年以上

2018年度 本会会員歴 10年以上

2019年度 本会会員歴 5年以上

第8条 指導施設移行措置

規則第3章第12条の資格を有する施設は、2018年度～2019年度申請の2年間にわたり、移行措置の手続きにより指導施設の資格を与えるが、次の条件を満たすことを要する。

- (1) 施行細則第4条の指導施設認定条件において、最近5年間のNCD 膀胱癌登録症例数に関する規定を適用せず、症例一覧の提出は必要としない。

附則

- (1) 本細則は、理事会および評議員会の議決を得なければ変更することができない。
- (2) 本細則は、平成29年7月16日から施行する。

別添) 指導医の新規認定に必要とする過去5年の診療実績

- 1) 日本膵臓学会認定指導医(膵炎診療)
急性膵炎、慢性膵炎、自己免疫性膵炎を診療した症例数が50例以上。そのうち20例の症例一覧表を併せて提出。
 - 2) 日本膵臓学会認定指導医(内視鏡診断治療)
膵臓疾患に対するERCP、EUSの内視鏡診断治療件数が250例以上。そのうち術者20例の症例一覧表を併せて提出。
 - 3) 日本膵臓学会認定指導医(癌薬物治療)
膵臓癌症例(NETを含む)に対する薬物治療症例数が25例以上。そのうち20例の症例一覧表を併せて提出。
 - 4) 日本膵臓学会認定指導医(膵疾患外科治療)
膵臓疾患に対する膵切除術もしくは膵炎手術を術者あるいは指導的助手として20例以上施行。そのうち20例の症例一覧表を併せて提出。
 - 5) 日本膵臓学会認定指導医(放射線診断・IVR)
放射線診断専門医の資格を有する者。
膵臓疾患の画像診断もしくはIVRを担当した症例数が300例以上。そのうち20例の症例一覧表を併せて提出。
 - 6) 日本膵臓学会認定指導医(癌放射線治療)
放射線治療専門医の資格を有する者。
膵臓癌の放射線治療を担当した症例数が20例以上。そのうち20例の症例一覧表を併せて提出。
 - 7) 日本膵臓学会認定指導医(緩和医療)
膵臓疾患の緩和医療を診療した症例数が20例以上。そのうち20例の症例一覧表を併せて提出。
 - 8) 日本膵臓学会認定指導医(病理診断)
病理専門医の資格を有する者。
膵臓疾患の病理診断を担当した症例数が100例以上。そのうち20例の症例一覧表を併せて提出。
- 提出症例20例は、日本膵臓学会認定指導医制度規則の第3章、第12条に示す指導施設における症例数とし、日本膵臓学会認定指導医のチェックを受けていること。
 - 後日、審議会が現地調査を行うことがあるので調査に協力すること。虚偽あるいは重大な過誤が判明した場合は、審議会の議を経て認定の取り消しや一定期間再申請を受け付けられないなどの処分を行うことがある
 - 指導医申請に際しては、複数のカテゴリーを申請できるものとし、本会ホームページへの公開もこれに従う。
 - カテゴリーを追加申請する場合には、申請書類を新たに提出し、追加審査を受けることができる。この場合、認定料は10,000円とする。
 - 追加カテゴリーの指導医認定期間は最初に取得したカテゴリーの指導医認定期間に揃え、更新手続きも一括して行うことができる。

- 指導医および指導施設の申請地区は、以下に定める。
 - (1) 北海道
 - (2) 東北：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
 - (3) 関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 - (4) 甲信越：新潟、長野、山梨
 - (5) 東海：静岡、愛知、岐阜、三重
 - (6) 北陸：富山、石川、福井
 - (7) 近畿：滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
 - (8) 中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口
 - (9) 四国：香川、徳島、愛媛、高知
 - (10) 九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- 提出書類は正本1部と副本3部(写)を作成する。
- 提出された申請書及び資料は返却しない。